

調査確認事項の回答(第 1 回専門調査会分)

項目	確認事項	回答
避難関係	<p>災害対策基本法第 116 条の罰則規定について、適用された事例はあるのか。</p> <p>解除に関する制度はあるのか。</p> <p>土砂災害警戒区域の指定状況はどうか。</p>	<p>別紙 参照</p> <p>同上</p> <p>土砂災害警戒区域については、183,003 区域(うち特別警戒区域は 77,247 区域)が指定されているところ。(H22.8.31 時点)</p>
避難所関係	<p>福祉避難所において提供されるサポート、支援の内容はどういったものか。</p>	<p>「避難所」の課題を検討する際に、現状等について説明を予定。</p>

項目	確認事項	回答
	<p>福祉避難所の指定数及び稼働実績はどうか。</p> <p>福祉避難所の障害者団体向けへの周知方法とその実績はどうか。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
防災教育	<p>中学生、高校生等が災害を学習する時間はどのようなものとなっているのか。</p>	<p>各学校においては、関連教科や特別活動などを中心に子どもの時期から正しい防災知識を身につけさせるために学校教育活動全体を通じて、防災教育を行っている。</p> <p>【参考】平成22年版 防災白書 P.270～273 別添1 「学習指導要領における主な防災教育関連記述の抜粋」 参照 http://www.bousai.go.jp/hakusho/h22/bousai2010/html/honbun/2b_fuzoku_siryō_29.htm</p> <p>なお、災害に関する教育は一般に全国の公民館などで実施されているところ。例えば、平成21年度優良公民館表彰受賞館においても、防災講座を実施し、災害発生時における地域の連絡・協力体制確認、災害伝言ダイヤルの活用について学習する取組や、関係機関と協力し防災訓練を実施し「防災マップ」の配布などを行い、地域の防災意識の高揚を図っている公民館がある。</p> <p>また、文部科学省では、防災教育支援推進プログラム（平成20年度～22年度）と</p>

項目	確認事項	回答
その他	<p>新しい教科書への防災（特に「避難」に関するもの）の記載の有無</p> <p>携帯メールを活用した防災・災害情報の提供について、現状の登録方法はどうか。</p> <p>災害対策基本法第 63 条の規定に従わず亡くなった場合に生命保険等が適用の対象となるのか。</p>	<p>して、「防災教育支援事業」と「防災教育推進フォーラム」を実施している。</p> <p>別添 2 「防災教育支援推進プログラム」 参照</p> <p>平成 23 年度から使用される新学習指導要領に対応した小学校用教科書社会科においては、学習指導要領に基づき防災に関する記載がなされている。（平成 24 年度から使用される新学習指導要領に対応した中学校教科書は平成 23 年春ごろ公表予定）</p> <p>「防災・災害情報」の課題を検討する際に、現状等について説明予定。</p> <p>生命保険相談所に照会したところ、通常の場合、保険約款には、保険契約者又は保険の対象となる者の故意又は重大な過失によって生じた場合には保険金が支払われないとの免責事項があるとのこと。</p>

災害対策基本法上の避難についての権限の類型化及び適用事例等

注 表中の「法」とは災害対策基本法を示す。

類型	設定等根拠規程	解除規定	内容	罰則規定	
警戒区域の設定	法第63条	なし	なし（注1）	第116条 第2項	10万円以下の罰金 又は拘留（注2）
避難指示	法第60条	同条第4項	避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない	なし	
避難勧告	同上	同上	同上	なし	
避難準備情報 (要援護者避難情報)	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成17年3月制定)				
自主避難の呼びかけ	市町村が独自で行っているもの		市町村が独自で行っているもの		

注1 「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために**特に必要があると認めるとき**」に「市町村長」が「警戒区域を設定」することができるものと規定されている。

注2 平成3年(1991)雲仙普賢岳の火山災害において、警戒区域内で無許可で入域した3人についての検挙事例がある。これに関連して、「長崎地方検察庁は10月17日に不起訴処分とした。」との文献を確認。

災害対策基本法以外の法による警戒区域への立入禁止、立退きの指示等及び罰則の規定

根拠法	種類	設定条件	指示権者	解除規定	罰則規定	
水防法第21条	警戒区域への立入禁止、制限、退去命令	水防上緊急の必要がある場所	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	なし	第53条	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
水防法第29条	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、(略)必要と認める区域の居住者に対し	都道府県知事、その命じた受けた都道府県の職員又は水防管理者	なし	なし	
消防法第23条の2第1項	火災警戒区域への出入禁止、出入制限、退去命令	ガス、火薬、又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防長又は消防署長	なし	第44条第19号	30万円以下の罰金又は拘留
消防法第28条第1項	消防警戒区域への出入禁止、出入制限、退去命令	火災の現場において	消防吏員又は消防団長	なし	第44条第21号	30万円以下の罰金又は拘留
地すべり等防止法第25条	立退の指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し	都道府県知事又はその命じた職員	なし	なし	
警察官職務執行法第4条	避難等の措置	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大に損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合においては、(略)、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、(略)又はその場に居合わせた者、(略)その他関係者に対し	警察官	なし	なし	

平成22年防災白書 附属資料29 学習指導要領における主な防災教育関連記述の抜粋より

【幼稚園教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

2 内容

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

(1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第2章 各教科

第2節 社会

〔第3学年及び第4学年〕

2 内容

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

〔第5学年〕

2 内容

(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

【中学校学習指導要領(抄)】

第2章 各教科

第2節 社会

〔地理的分野〕

2 内容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

第4節 理科

〔第2分野〕

2 内容

(7) 自然と人間

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

〔保健分野〕

2 内容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

【高等学校学習指導要領(抄)】

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第2 世界史B

2 内容

(1) 世界史への扉

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

2 内容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

2 内容

(2) 人間生活の中の科学

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ 内容の(2)のエの(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してきたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(2) 変動する地球

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容(2)のエの(イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象，地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また，自然災害の予測や防災にも触れること。

防災教育支援推進プログラム

別添2

防災教育支援事業

防災研究を実施する研究機関・大学等の研究者や、地方公共団体の防災担当者、学校の教職員等の連携による防災教育に関する取組を推進・高度化し、その成果を集約するとともに、全国への普及を図る。

教材の作成

防災研究の成果を盛り込んだ教材やパンフレット等を作成



研修カリキュラムの開発

地域の防災リーダーや学校教職員を対象に、必要な知識の理解等を目的とした研修方法を考案・実施



教育プログラムの開発

身につけるべき防災知識等を体系化した、実践的な教育プログラム等を開発・実施



20・21年度	釜石市(津波)、ひょうご震災記念21世紀研究機構(地震)、山口大学(風水害)、愛媛大学(地震)、東京大学地震研究所(地震)、香川大学(風水害)、北海道大学(火山)、環境防災総合政策研究機構(火山)
21・22年度	気仙沼市(津波)、静岡大学(地震・津波)、雲仙岳災害記念財団(火山)、阿蘇火山博物館久木文化財団(火山)、徳島県(地震)

防災教育推進フォーラム

国と地方公共団体の共催により、教育関係者、行政関係者、地域の防災リーダー等を対象にフォーラムを開催し、防災教育支援事業の成果の紹介や、パネルディスカッション、研修等を実施する。

20年度 開催地	宮城県、大阪府
21年度 開催地	岩手県、静岡県
22年度 開催地	徳島県

